

和歌山県屋外広告業者に対する是正指導及び監督処分基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外広告業者に対する是正の指導及び和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）に基づく不利益処分を行うために必要とされる基準及び手続並びに無登録業者に対する措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）、和歌山県屋外広告物条例及び和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 条例第29条から第31条までの規定により罰則が定められている行為をいう。
- (2) 違反点数 違反行為の違法性を評価する数値をいう。
- (3) 登録 条例第23条第1項又は第3項の登録をいう。
- (4) 登録業者 登録を受けた者（不正登録業者を除く。）をいう。
- (5) 不正登録業者 不正の手段により登録を受けたものをいう。
- (6) 無登録業者 登録を受けずに屋外広告業を営むものをいう。
- (7) 屋外広告物等 屋外広告物又は掲出物件をいう。
- (8) 違反広告物等 法又は条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (9) 市町村 和歌山市を除く和歌山県内の市、町又は村をいう。

(条例の違反行為及び違反点数)

第3条 この要綱の対象となる違反行為及び違反点数は、別表第1のとおりとする。

(登録業者の屋外広告物等に係る違反行為に対する是正措置等)

第4条 登録業者の違反行為のうち、屋外広告物等に係るものに対する措置については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 市町村から登録業者に対し違反行為の是正指導を行った旨の報告があったときは、当該登録業者に対して口頭指導を行う。
- (2) 前号の口頭指導の後、市町村から登録業者に対し違反行為の是正要請を行った旨の報告があったときは、遅延なく違反点数予告書（様式第1号）を送付するとともに、違反広告物等の広告主に対して通報書（様式第6号）を送付し、注意喚起する。
- (3) 前号の違反点数予告書の送付の後、市町村からは是正指示又は条例の規定に基づく措置命令若しくは除却命令を行った旨の報告があったときは、登録業者に対して、当該違反行為に係る違反点数告知書（様式第2号）を送付する。この場合の違反点数は、違反広告物等の個数にかかわらず、同一の構成要件に該当する違反行為を1件として計算する。
- (4) 前号の違反点数告知書の送付の後、市町村から同号の措置命令又は除却命令をし、相当の期間を経過しても当該命令に従わない旨の報告があったときは、遅延なく、当該措置命令又は除却命令違反に係る違反点数告知書（様式第2号）を送付する。

(登録業者の屋外広告業に係る違反行為に対する是正措置等)

第5条 登録業者の違反行為のうち、屋外広告業に係るものに対する措置については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 違反行為をした登録業者（不正の手段により登録を受けた業者を除く。）に対し、口頭指導を行う。

(2) 前号の口頭指導を行った日から1か月を経過しても違反行為の是正をしない登録業者に対しては、当該違反行為に係わる違反点数予告書(様式第3号)を送付する。

(3) 前号の違反点数予告書の送付後、2か月を経過しても違反行為の是正をしない登録業者に対しては、当該違反行為に係わる違反点数告知書(様式第4号)を送付するものとし、その後も2か月を経過するごとに、同様に違反点数告知書を送付する。

(無登録業者に対する違反是正等)

第6条 無登録業者に対する措置については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告書(様式第5号)を送付する。ただし、違法性の認識を欠くと認められる場合は、初回に限り、口頭で指導する。

(2) 前号の口頭指導を行った日から1か月を経過しても登録を受けず、または登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる無登録業者に対しては、警告書を送付し警告する。

警告書を送付した日から2か月を経過しても登録を受けず、又は登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる無登録業者に対しては、再度、警告書を送付し、その後も2か月を経過するごとに、同様に警告書を送付する。

(監督処分)

第7条 違反行為を行った者に対する処分は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 登録業者に対する処分

ア 違反行為を行った登録業者は、原則として別表第2に定める基準に従い処分する。これらの処分は、和歌山県行政手続条例(平成7年和歌山県条例第52号)に基づき聴聞を行った上で、営業の一部の停止については営業停止命令書(様式第7号)を、登録の取消しについては登録取消通知書(様式第8号)をそれぞれ送付する。

なお、この場合において、処分の対象者が営業の一部の停止と登録の取消しのいずれにも該当する場合は登録の取消しを行うものとする。また、営業の一部の停止の営業範囲については、別表第3に定めるところとする。

イ 登録の取消しが行われた者及び過去5年間に同一の事案に係る違反行為(違反広告物等に係るものを除く。)について3回以上違反点数告知書の送付を受けた者は、原則として告発する。

ただし、知事の求める報告又は資料の提出を拒むなど、情状が悪質な場合にあっては、直ちに告発する。(公訴時効を考慮し、告発対象は、過去3年以内のものとする。)

(2) 無登録業者に対する処分

警告書の送付を3回以上行った無登録業者については、原則として告発する。ただし、知事の求める報告又は資料の提出を拒むなど、情状が悪質な無登録業者については、直ちに告発する。(公訴時効を考慮し、告発対象は、過去3年以内のものとする。)

(3) 不正登録業者に対する処分

ア 不正登録業者は、原則として登録の取消しを行う。登録の取消しは、和歌山県行政手続条例に基づき聴聞を行った上で、登録取消通知書を送付する。

イ 登録が取り消された者は、原則として告発する。(公訴時効を考慮し、告発対象は、過去3年以内のものとする。)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）—違反行為及び違反点数一覧表

違反行為	違反点数	根拠条文	罰則の法定刑
登録を受けないで屋外広告業を営む行為	-	条例第29 条第3項	50万円以下の罰金
不正の手段により登録を受ける行為	-	条例第29 条第4項	50万円以下の罰金
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10	条例第29 条第5項	50万円以下の罰金
違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	5	条例第29 条第2項	50万円以下の罰金
禁止地域又は禁止物件に違反広告物等を表示し、又は設置する行為	3	条例第29 条第1項	50万円以下の罰金
許可地域等に違反広告物等を表示し、又は設置する行為	3	条例第30 条第1項	30万円以下の罰金
許可を得ずに広告物等を変更し、または改造する行為	3	条例第30 条第2項	30万円以下の罰金
変更の届出をせず、または虚偽の届出をする行為 (屋外広告業に関わる登録事項)	3	条例第30 条第3項	30万円以下の罰金
業務主任者の選任をしない行為	2	条例第31 条第1項	20万円以下の罰金
広告物等に関し報告、検査を拒む等の行為	2	条例第31 条第2項	20万円以下の罰金
屋外広告業に関し報告、検査を拒む等の行為	2	条例第31 条第3項	20万円以下の罰金

別表第2（第7条関係）—監督処分基準

処分の種類	処分の対象者	処分の内容
営業の一部の停止	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の者	30日以内の営業の停止
	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の者	90日以内の営業の停止
登録の取消し	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の者	登録の取消し

別表第3（第7条関係）—営業の停止の範囲

営業の一部の停止に係る営業の範囲	和歌山県内（和歌山市を除く。）における屋外広告業に関する請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為の停止 ただし、営業の停止命令の到達以前に締結した請負契約に係わる工事又は表示若しくは設置された屋外広告物等において広告主を募集する主旨の表示は除く。
------------------	---